

処 分 基 準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 58 条の 4
処 分 の 概 要：過積載運転行為に係る指示
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 58 条の 4
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課取締・暴走族対策係 電話 095-820-0110 （内線 5136）
備 考：

## 別紙

### 過積載運転行為に係る指示の運用基準

#### 1 用語の定義

この運用基準等において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

##### (1) 指示

法第 58 条の 4 の規定による指示をいう。

##### (2) 指示に係る使用制限

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき、長崎県公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

##### (3) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

##### (4) 点数の付与

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 7 第 1 項の規定により点数を付することをいう。

##### (5) 累計点数

令第 26 条の 7 第 1 項に規定する当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数をいう。

##### (6) 前歴の回数

令第 26 条の 7 第 1 項の表 2 の備考に規定する前歴の回数をいう。

#### 2 指示に係る弁明の機会の付与

指示は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上不利益処分に当たることから、法第 13 条第 1 項第 2 号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

#### 3 聴聞

指示に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、指示に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第 75 条の 2 第 3 項において準用する法第 75 条第 4 項から第 8 項まで）。

#### 4 指示に係る使用制限の対象自動車

指示に係る使用制限の対象となる自動車は、指示を受けた使用者が使用する自動車であり、かつ、指示に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

## 5 指示の運用基準

(1) 過積載運転行為（法第 57 条第 1 項に規定する「過積載」をして車両を運転する行為）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第 58 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について過去 1 年以内に 1 回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき

イ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

ウ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去 1 年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去 1 年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去 1 年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

## 6 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

## 7 留意事項

指示に係る過積載運転行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。

なお、運転代行業者以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた過積載運転行為に係る指示については、運転者が自動車運転代行業者以外の者に限ること。